



The Newsletter for Quality of University Education

# 大学教育の質保証

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター  
Japan Association for Quality of University Education

2023-1(通巻4号)  
2024年3月29日発行

【発行責任者】近藤 倫明（一般財団法人 大学教育質保証・評価センター 代表理事）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門ダイビルイーストB106 TEL:03-6205-8101 URL: <https://jaque.or.jp/> E-mail: [daihyo@jaque.or.jp](mailto:daihyo@jaque.or.jp)

## 大学に求められる内部質保証の機能と評価機関の役割

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター 代表理事 近藤 倫明



一般財団法人大学教育質保証・評価センターは、2019年8月21日、文部科学大臣からの認証を得て、2020年度より機関別認証評価業務をスタートしました。今年度で4年目を迎えます。

本センターの設立、そして初代代表理事として本法人をリードされてこられた奥野武俊元大阪府立大学学長から本職を引継ぎ、今年度6月に代表理事に就任いたしました。今を遡ること11年前の2012年当時から奥野武俊前代表理事とともにセンター設立に向け一緒に歩んでまいりました。センター設立後は理事として、また認証評価委員会委員長として昨年度の3月まで、3年間で31大学（2020年度：7大学、2021年度：5大学、2022年度：19大学、全て公立大学）の機関別認証評価業務を担当しました。

今年度5月に開催された一般社団法人公立大学協会の公立大学学長研修会に招待いただき、講演の機会を得ました。その時の内容の一端をこのニューズレターで紹介したいと思います。研修会では、「新たな認証評価の実績とこれからの展開」と題して過去3年間の本センターの評価実績を踏まえた内容をお話しました。講演で強調したのは、学校教育法第109条の第1項と第2項です。ここに規定されている内容が大学の自己点検・評価と情報の公開の義務であり、そしてそれを受けた認証評価機関の役割です。

『第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（教育研究等）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けるものとする。（後略）』（学校教育法から引用）

研修会では、第1項の主語「大学」を「学長」に読み替えて学長の仕事としてくださいとお伝えしました。この規定の

趣旨がまさに内部質保証と呼ばれる大学自らの取組であり、認証評価においてとりわけ重視されている重点項目です。本センターの大学評価基準の基準1、基準2、基準3は法令に定める基盤評価（法令適合性）、水準評価、特色評価に対応し、全体を通して大学の内部質保証が機能していることを評価します。

過去3年間の評価結果では、31の受審大学に対し本センターが定めた大学評価基準を満たしていると判断しました。但し、評価の過程では繰り返し追加資料を求め、対応を協議するなど必ずしも十分に内部質保証の理解が浸透している状況ではありませんでした。そのことも踏まえ、講演の中では過去3年間の指摘事項等を取り上げ、大学教育の質保証のために内部質保証に取り組む重要性を、大学、そして大学が構成する団体に対しメッセージとして強調しました。さらに、10月に開催された公立大学学長研修会で再び講演の機会を得た際には、各大学における内部質保証の取組みに資するため、内部質保証に取り組む上で重要となる論点についてお話しし、参加いただいた公立大学長の皆さんと意見交換しました。

本センターが行う評価の特色として、基準3に関連して実地調査の中で、「評価審査会」を取り入れています。大学の設置理念等に基づく特色ある教育研究の進展の評価を基準3で取り上げ、その取組みに対して当該大学の教職員・学生、設置団体職員、住民などが参加し意見交換を行う討論ミーティングです。この評価は受審大学だけでなく、評価実施チームにおいても効果的かつ有効な評価方法であることが示されており、新たな認証評価機関から新たな評価方法を提起できていると考えています。

本センターは発足後4年、現在の会員数は73大学です。他の認証評価機関に比べ、これまでの評価実績は必ずしも多くはありませんが、今後ともセンター自らの内部質保証に努めるとともに、他の認証評価機関と連携しながら、大学教育の質保証に新たな認証評価機関として責任を果たしていきたいと考えています。



## 特集：評価審査会

本センターの認証評価は、実地調査のプログラムの一つとして、大学の教職員等に加えて、学生や卒業生、地域の関係者などの参加を得て意見聴取を行う「評価審査会」を行うことを特徴の一つとしています。今回は、この評価審査会を特集し、評価審査会の概要を説明するとともに、本センターの認証評価を受審した2大学の学長から、受審を終えてのコメントを掲載いたします。

### センターの評価を特徴づける評価審査会

本センターの大学評価基準は、評価する観点が異なる3つの基準でその大枠が構成されています。①「基準1 基盤評価：法令適合性の保証」では、認証評価機関として法令で評価が義務付けられている10項目について法令適合性の観点から厳格に評価しています。質の保証を行うための評価です。

残る2つの基準である②「基準2 水準評価：教育研究の水準の向上」、③「基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展」では、大学の水準の向上を促す観点や、その特色ある取組みの進展をはかる観点で評価します。大学の取組みの改善を図るための評価となっています。

本センターがこうした基準の構造を採用していることには、大学の教育研究等の質の向上や進展に資する評価を重視したいという意図があります。基準1で行うこととなる法令適合性の確認には、大学の取組みの適切性が説明されることが必要です。一方で、教育研究等の質の向上や進展に資する評価においては、直面する課題や、その課題に対する問題意識、つまり「できていない点」も評価する側・される側において共有することが求められます。このことを踏まえて、基準ごとに評価の観点を明確に峻別しているのです。

今回取り上げる評価審査会は、教育研究等の質の向上や進展に資することを旨としたアプローチの一つです。点検評価ポートフォリオにおいて基準3に関わる取組みとして挙げた取組みからテーマを設定して、大学の構成員に加えて取組みに関わるステークホルダーの参加を得て、取組みの進展に向けた意見交換を行います。

評価審査会は実地調査の一部として実施します。具体的な進め方としては、はじめに大学から取組みについて改めてプレゼンテーションを受け参加者全体で共有した上で、その取組みに関わるステークホルダーから聞き取りを行います。ステークホ

ルダーの立場から、取組みの具体的な状況や、長所、改善点等について発言を得ることで、大学関係者、またステークホルダーにとっても、取組みを有意義なものとしていくための気付きを得る場となることを目指しています。認証評価には、「評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。」が法令で求められていますが、これを実地調査のプロセスに含めていることは、本センターの評価の特徴の一つとなっています。

### 評価審査会の実際と評価

評価審査会では、地域をフィールドとして地域の企業や団体等との連携により実施される教育・研究の取組みや、学部間や大学と附属施設間で連携した教育の取組み等が多くの大学でテーマとして設定され、そのテーマに応じて多様な属性のステークホルダーが参加しています。例えば、地域をフィールドにする教育・研究の取組みでは、取組みに関わる学生や卒業生、連携先の地域の企業や団体の関係者、学生とともに活動を行う地域住民からの参加を得ており、附属施設（病院やこども園等）と連携した教育の取組みにおいては、実習等に関わる附属施設側の職員や、附属施設に就職した学生が参加した例などがあります。ステークホルダーに対しては、その取組みの具体的な状況を確認するだけでなく、その取組みを通じて得られた学び、取組みの成果や課題、大学に対して期待すること、今後の展望などについて意見を聞き取っています。受審大学からは、「多くのステークホルダーが参加し、外部の視点を取り入れて大学の取組みを見直すことができる点は、評価審査会の大きな意義である。」といった声や、「評価審査会の場が、ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに意見聴取の機会にもなる。」との声が挙がっており、評価審査会が、特色ある教育研究の進展に資する取組みとなっていると考えています。

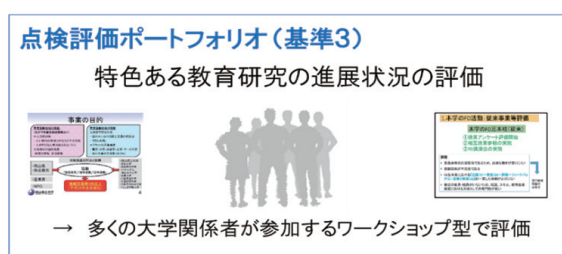


図 点検評価ポートフォリオのイメージ (基準3)

時間	進行内容
13:00-13:05	趣旨説明
13:05-13:25	大学からのプレゼンテーション、質疑応答
13:25-14:50	ステークホルダーとの意見交換
14:50-15:00	評価審査会まとめ

表 評価審査会の進行の一例



今回、ニュースレター発行にあたり、本センターの認証評価を受審した大学の中から、神奈川県立保健福祉大学の村上学長と、名古屋市立大学の浅井学長に、点検評価ポートフォリオの基準3の取組みや評価審査会について、各大学の取組みの状況をコメントしていただきました。各大学におけるご検討の参考になれば幸いです。

## 神奈川県立保健福祉大学 村上 明美 学長



### 特色ある教育研究と「ヒューマンサービス」

本学は「ヒューマンサービス」をミッションとし、神奈川県において保健・医療・福祉の総合的人材を養成する新たな拠点として2002年に開学しました。

今回の認証評価の基準3では、大学が作成した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、「特色ある教育研究の進展」に資するために、本学がどのように組織的に取組み、その取組みが効果的に機能しているか否かについての評価を受けました。

ポートフォリオには、「①ヒューマンサービスを実践できる人材の育成」「②多職種連携のもとに学際的課題解決にあたる象徴的人材の育成」「③次世代のヘルスイノベーターの育成」「④大学の理念に基づいた継続教育の実践に関する取組み」「⑤積極的な産学官連携と国際協働の取組み」の5つを示しました。

「点検評価ポートフォリオ」の作成段階で、本学のミッションと深く関連する「①ヒューマンサービスを実践できる人材の育成」以外において、②③④の取組みは「ヒューマンサービス」というミッションが複雑に絡み合っていることに気づかされました。つまり、本学の取組みのどこの部分を切り取っても、常にミッションである「ヒューマンサービス」が根底に貫かれており、それこそが本学の「教育研究の特色」であることを、改めて我々が認識することができたのです。

さらに、基準1基盤評価：法令適合性の保証、基準2水準評価：教育研究の水準の向上においても、必然的に「ヒューマンサービス」の概念が反映された内容に整理されていったことはいまでもありません。

### 「ヒューマンサービス」を語るステークホルダー

コロナ禍であったため、現地調査はオンラインで行われました。評価審査会では「①ヒューマンサービスを実践できる人材の育成」をテーマに設定し、大学教職員ほか、ステークホルダー8名に参加してもらい参加型評価が実施されました。

ステークホルダーは、学部在学学生、ヒューマンサービス研究会や同窓会等で本学と継続的につながりのある卒業生や修了生、本学の教育方針を十分に理解したうえで実習先・就職先となっている地域の病院副院長、大学運営の相談先でもある設置自治体職員など、大学と密接な関わりを有する方々をお願いし

ました。

保健福祉学部のカリキュラムは、象徴科目として1年次前期に「ヒューマンサービス論Ⅰ」を、4年次後期に「ヒューマンサービス論Ⅱ」を、さらに、両科目に挟まれる形で各学年に複数の連携実践教育科目を配置しています。このように、4年間の在学期間を通じて「保健・医療・福祉の全人的な対応」「専門職間の包括的協働目標に向けた連携」「利用者主体のサービス」といったヒューマンサービスの実践に求められる基本的な考え方や態度を、学生に根付かせるための教育体制を構築しています。

ステークホルダーの在学学生や卒業生・修了生は、実習先や就職先での自己の体験を具体的に紹介し、「全人的な対応」「専門職間の連携」「利用者主体」等の重要性を強く認識したこと、だからこそ大学では「ヒューマンサービス」を学んでいたのだと気づかされたことについて、自らの言葉で語ってくれました。

また、ステークホルダーの地域の病院副院長からは、学生や卒業生の行動に垣間見える「ヒューマンサービス」に裏打ちされた実践の姿が紹介され、加えて、学生にとって病院は実習先・就職先であるが、逆に、病院の現任者には大学付置機関である実践教育センターが卒後教育の場であることから、「大学・学生」と「地域の病院・現任者」がそれぞれの立場で、相互補完的に有機的に人材養成に取り組んでいる様相が語られました。

学部以外にも、保健福祉学研究科やヘルスイノベーション研究科では「ヒューマンサービス特論」の科目を設置しており、大学院においてもミッションである「ヒューマンサービス」の意義や概念理解を大切にしています。

ステークホルダーとして参加した両研究科修了生を通じて、修了後もヒューマンサービスの考え方が自身に浸透していることや、研究科ではヒューマンサービスを実践する高度専門職人材養成に加え、ヒューマンサービスを社会実装する教育研究についても取り組まれていることが確認されました。

上記の参加型評価では、ステークホルダーの発言より、開学20年を迎えて、ミッションである「ヒューマンサービス」の教育が結実していることを確認でき、大変うれしく思いました。

### 評価の振り返りと今後に向けて

今回の評価では、「点検評価ポートフォリオ」の作成に多くの時間をかけました。審査前に2回、大学教育質保証・評価センターの事前相談の機会があり、「学長のリーダーシップ」「適切なPDCAサイクルの確立」をキーワードに、どのように「点



検評価ポートフォリオ」を表現していくことが評価者に適切に伝わるのかについて、丁寧にサポート的な助言をいただきました。その後は「点検評価ポートフォリオ」が驚くほど洗練されていったことを実感し、苦勞が報われたことをはっきりと覚えていています。

今後の課題として、「学修者本位の教育の実現」に向け、教学生マネジメントを確立し、包括的な教育改善を図ることを考えています。今回の認証評価の経験をもとに、「学長のリーダーシップ」「適切な PDCA サイクルの確立」を常に意識しながら、継続的に内部質保証に取り組んでいく所存です。

最後になりましたが、厳しくも暖かい眼差しで本学を評価してくださった評価チームの皆様、多くのサポート的な助言をいただいた大学教育質保証・評価センターの皆様へ心より感謝申し上げます。

## 名古屋市立大学 浅井 清文 学長



### 実地調査に向けた経緯・準備

本学は、一般財団法人大学教育質保証・評価センター（以下、「評価センター」といいます。）による大学機関別認証評価の実地調査を2022年10月に受審しました。点検評価ポートフォリオの作成当初より、評価センターの皆様から丁寧に情報を提供いただいたことで、不安を感じることなく実地調査に向けた準備を進めることができました。2021年5月には本学向けに説明会・意見交換会を開催していただき、受審に向けた準備だけでなく、本学の教職員が内部質保証に関する理解を深める機会となりました。

実地調査の評価審査会では、本学から提出した点検評価ポートフォリオの基準3「特色ある教育研究の進展」のうち、「医学・薬学・看護学部の連携による教育研究の取組み」及び「産学官共創イノベーションセンターにおける取組み」という2つのテーマについて取り上げていただくことになりました。また評価審査会は、教職員に加えて、学生や学外のステークホルダーも参加する「参加型評価」が行われることとなり、できる限り多くのステークホルダーの皆様にご参加いただきたいと考え、学生、自治体職員、企業関係者、地元住民などに幅広く参加のお声掛けをしました。ありがたいことに、自分が参加した取組みについて積極的に発言したいという方が多く、2つのテーマ合わせて21名のステークホルダーにご参加いただきました。ご参加いただくステークホルダーには、認証評価がどのようなものかご存じない方も多かつた

ため、認証評価の概要や実地調査当日の流れ、Zoom会議の参加の注意点などについて説明する事前説明会をテーマごとに開催するなど準備を行いました。

学内では、評価審査会での質問を想定し、あらかじめ回答を作成しておくよう準備を進めました。集約した回答には私自身も目を通し、専門的にならず、わかりやすい回答となるよう、各学部・研究科と何度もやり取りをしました。

### 認証評価を受審した感想・気づき

評価審査会では、本学の教職員に加えて、学生や学外のステークホルダーが参加し、上記2つの取組みに関する参加型評価が行われました。これまで、これらの取組みについて、ステークホルダーの皆様から率直な意見や感想を頂く機会はあまりありませんでしたので、参加した教職員にとって非常に貴重な機会となりました。どちらの取組みも、本学の内部だけで完結するものではなく、地域、行政、企業等の方々からご支援を頂き、こうした取組みができてると再認識することができました。ステークホルダーの皆様には、この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

実地調査における内容は、全学組織である自己点検・評価委員会と速報版として共有し、改善が必要なものは評価センターからの報告書を待たずに対応を始めました。評価センターから頂いた評価報告書の内容も同様に共有し、改善や進展が求められた点への対応に取り組んでいます。一方で、本学の特色ある教育研究の取組みについて委員の先生方から高い評価を頂いたことは、教職員の自信やモチベーションの向上につながっています。これらの取組みの価値をさらに高めるために何が必要かを全学的に検討し、今後の教育研究活動に活かしてまいります。

今回の認証評価を受審して感じたことは、評価センターによる認証評価が、基準1の法令適合性の確認にとどまらず、基準2や基準3の評価を通じて、大学自らがさらに成長する助けとなっているという点です。点検評価ポートフォリオに記載した基準3だけではなく、基準2で記載した教育研究の水準の向上に係る本学独自の取組みについても、実地調査の中で掘り下げて質問していただき、評価報告書でも高い評価を頂きました。今後も評価センターには、大学独自の取組みや特色ある取組みを尊重される現在の姿勢・方針を貫いていただき、こうした取組みを大学間でも共有できるようなサポートを進めていただけることを願っています。



## センターからのお知らせ

### 役員体制が新しくなりました

本センターの評議員会及び理事会の体制が下記のとおりとなりました。その他、各種会議体の委員についてはWebサイト (<https://jaque.or.jp/>) をご覧ください。

#### 評議員会名簿（2023年6月9日現在）

役職	氏名	備考
評議員	植草 茂樹	公認会計士
//	川上 伸昭	東北大学参与
//	郡 健二郎	公立大学法人名古屋市立大学理事長
//	齋藤 明	元独立行政法人大学入試センター監事/ 元早稲田大学研究推進部事務部長
//	竹中 洋	京都府立医科大学名誉教授
//	松本 佳久	元出光興産株式会社代表取締役副社長/ 元経済同友会教育改革委員会副委員長

#### 理事会名簿（2023年6月16日現在）

役職	氏名	備考
代表理事	近藤 倫明	北九州市立大学名誉教授
理事	上杉 道世	大学マネジメント研究会副会長
//	奥野 武俊	大阪府立大学名誉教授
//	鬼頭 宏	学校法人日本大学理事
//	佐々木 民夫	岩手県立大学名誉教授
//	柴田 洋三郎	福岡県立大学長
//	船木 成記	一般社団法人つながりのデザイン 代表理事
//	山本 健慈	学校法人大阪観光大学理事長/ 一般社団法人国立大学協会参与
//	山本 眞一	筑波大学名誉教授/広島大学名誉教授/ 桜美林大学名誉教授
//	吉武 博通	学校法人東京家政学院理事長/ 筑波大学名誉教授
監事	稲垣 卓	福山市政策顧問
//	中島 恭一	富山国際大学顧問

### 研修生を募集しています

本センター事務局では、会員大学等からの出向職員を研修生の形で受け入れております。研修生には、主に機関別認証評価の実務を担当していただいております。研修の内容や派遣の時期等詳細については随時相談を受け付けておりますので、ご質問等ございましたら遠慮なく本センター事務局までお問い合わせください。

本センターでは、本センターの目的・事業に賛同する大学等を会員とする会員制度を設けています。本センターの趣旨にご賛同頂き、多くの大学に会員として入会いただけるよう、ご検討を賜りたくよろしくごお願い申し上げます。

ご意見・ご質問はこちらへ

TEL : 03-6205-8101 E-mail : daihyo@jaque.or.jp